

吉永榮助先生古稀記念

進展する企業法・経済法

中央経済社

昭和五十七年五月二十五日

吉永榮助先生古稀記念

進展する企業法・経済法

発行者 渡辺 正一

印刷 清水印刷所

発行所 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一三

電話 (二九三) 三三七

振替 口座・東京〇一八四三三

編集 営業

謹みて古稀を祝し吉永榮助先生に捧ぐ

執筆者一同

執筆者紹介（掲載順）

新潟大学教授	中村一彦	関東学院大学教授	中川美佐子
中央大学教授	木内宜彦	一橋大学助教授	安藤英義
一橋大学教授	喜多了祐	一橋大学教授	木村栄一
神戸商科大学教授	境一郎	青山学院大学教授	原茂太一
神戸大学教授	河本一郎	専修大学教授	砂田卓士
神戸大学教授	神崎克郎	神戸大学教授	根岸哲
日本大学教授	並木俊守	一橋大学教授	皆川 洸
成城大学教授	井上明	成城大学教授	石川 惣太郎
名城大学助教授	篠田四郎	一橋大学教授	久保欣哉
富山大学助教授	泉田栄一	南山大学教授	加藤良三
成城大学教授	庄政志	南山大学助教授	黒田清彦
九州大学教授	蓮井良憲	南山大学助教授	谷原修身
青山学院大学教授	山村忠平	成城大学教授	中川和彦
法政大学教授	兼子春三		

目次

第一編 企業法の基礎理論

I 現代的企業法の必要性……………	中村一彦……………三
-------------------	------------

一 はじめに……………	……………三
-------------	--------

二 経営学・会計学的アプローチ……………	……………六
----------------------	--------

三 環境法的アプローチ……………	……………一〇
------------------	---------

四 企業法的アプローチ……………	……………一四
------------------	---------

五 むすび……………	……………一九
------------	---------

II 企業における労働者の構成員

的地位について……………	木内宜彦……………二五
--------------	-------------

一 序説……………	……………二五
-----------	---------

第二編 会社法

I 定款による株式の譲渡制限 境 一郎 三

一 はじめに 三

二 譲渡制限がされる理由 五

三 譲渡制限の効力 六

III イギリス労働者参加問題の現況 喜 多 了 祐 三

——サッチャー政権下の動き——

一 取締役の従業員利益考慮義務——BIM報告書をめぐって 四〇

二 郵政公社の実験と第五指令案——特にその行方について 四六

四	譲渡承認を請求し得る者	三
五	譲渡制限株式の善意取得	六
II	役員 of 民事責任とその機能	七
一	はじめに	七
二	倒産企業における役員の民事責任	三
三	倒産以外の場合における役員の民事責任	五
四	民事責任の予防的機能強化策	六
五	むすび	八
III	取締役の忠実義務——その具体的発現——	七
一	注意義務と忠実義務	七
二	会社との競業取引	九
三	会社との間の取引	九
四	会社機会の奪取	五

神崎克郎

五	会社機密の不当利用		九
IV	アメリカの社外取締役		二二
一	社外取締役の増加		二二
二	取締役会の環境の変化		二五
三	社外取締役の役割		二六
四	証券取引委員会と社外取締役		二九
五	取締役会と社外取締役		三四
V	フランス法における局外株主の保護		三三
一	はじめに		三三
二	フランス現行法における局外株主の保護		三三
三	クステ法案の概要		三四
VI	会社法における類型論の展開（序説）		二五
VII	各国の一人会社の法規制		二七

井上 明

篠田 四郎

泉田 栄一

第三編 企業会計法

一 はじめに	一七
二 各法系の一人会社の規制	一七
三 結 び	一九
VIII 会社合併をめぐる若干の問題点について .. 庄 政 志 ..	一九
一 はじめに	一九
二 債務超過会社の吸収合併	一九
三 合併により存続会社の増加すべき資本の額は解散会 社の純資産額により拘束を受けるか	二〇三
四 合併と自己株式の処理	二〇四
五 合併比率の決定	二〇六
六 おわりに	二〇九
I 計算書類附属明細書の一考察	二五

一 附属明細書の意義	二五
二 附属明細書の機能	二七
三 附属明細書の記載事項および記載内容	二九
II 会計監査人の特別報告義務	三三
一 序	三三
二 西ドイツ株式法一六六条二項の立法化の背景	三三
三 商法特例法八条一項の監査上の意義	三五
四 会計監査人の特別報告義務と監査役の業務監査との関係	三七
五 むすび	四一
III 財務報告制度の倫理的背景について	四三
——アメリカにおける Stewardship を中心に——	
一 会計情報を規制する倫理的側面	四三
二 保全職能の会計理論への反映	四四

三 財務報告における保全理論の制度的展開	二五
四 結 言	二五

IV 比較会計制度論再論	中 川 美佐子	二五九
--------------	---------	-----

——総合的な会計制度研究のために——

一 序 説	二五九
二 比較研究の対象	二六一
三 比較研究の方法	二六二
四 比較研究の目的	二六三
五 比較研究の一例——五カ国の会計制度を対象にして——	二六四

V 会計責任と責任解除	安 藤 英 義	二七三
-------------	---------	-----

——プロシア法に見るその本質と変化——

一 序	二七五
二 他人財産の保管者（受寄者）の責任とその解除	二七五
三 他人財産の管理者（受託者）の会計責任と責任解除	二七六

四 組合員の会計責任と責任解除	二六
五 社員の会計責任と責任解除	二六三
六 取締役の会計責任と責任解除	二六六
七 結	二七一

第四編 保険・海商法

I アンクタツト事務局報告書における

海上保険証券様式改正問題	二七
--------------	----

一 はしがき	二七
二 ロイズ保険証券様式の構成	三〇〇
三 ロイズ保険証券様式改正の方向	三一
四 むすび	三三
II 堪航能力担保義務規定と証明責任の分配	三七
一 はじめに	三七

第五編 經 済 法

二	わが国の学説	三六
三	統一条約を国内法化した外国法の解釈	三九
四	考 察	三四
五	ま と め	四一
I イギリスの独占および合併委員会		
一	独占および制限的取引委員会	三四
二	独占委員会	三七
三	独占および合併委員会	三六
II 分野調整法制と独占禁止法		
一	分野調整法制の内容と仕組み	三七
二	分野調整問題の解決策としての独禁法の適用	三七
三	分野調整問題と競争政策	三八

砂 田 卓 士

根 岸 哲

四 分野調整法制における当事者および行政指導による

分野調整と独禁法	三六
----------	----

III カルボ条項の国際的効力	皆川 洸	三七
-----------------	------	----

——ある仲裁判決の理由づけを追って——

一	カルボ条項の有効性の問題	三七
二	カルボ条項の目的	三八
三	私人放棄と国際法	三九〇
四	国内的救済の規則との関係	三九一
五	私人の意思・行動の関連性	三九四
六	外交的保護の通則	三九六
七	若干の国際法的分析	四〇〇
八	カルボ条項と裁判の拒否	四〇四
	発明の保護——社会主義法の視角から——	四二五
	石川 惣太郎	
一	序説	四二五

二	発明者証と特許	四一八
三	統一発明者証から発明者証の相互承認へ	四三八
V	市場情報組織契約とカルテル禁止原則	四三五
	——アルミニウム半製品事件連邦通常裁判所の判断とその評価をめぐって——	
一	問題の所在	四三五
二	問題の敷衍——特に契約と競争制限との関係をめぐる理論論争——	四三七
三	アルミニウム半製品事件の判断	四四〇
四	判断の評価をめぐって	四四三
五	限定的結果理論と残された問題	
	——特に契約と市場関係に影響を及ぼすこととなることとの関係——	四四六
VI	西独における消費者信用の法形態と	
	「クレジット・カード」制度について	四五五
一	序——戦後西独における消費者信用の概観——	四五五

二	消費者信用の諸形態	四五六
三	クレジット・カード制度	四六三
四	結び	四六七
VII	スペイン新憲法における企業および消費者の位置づけ	四七七
一	混合経済体制	四七八
二	労働者の企業参加	四八一
三	消費者保護規定	四八三
四	消費者保護立法の現状と展望	四八五
VIII	カリフォルニア消費者保証法の意義	四九三
一	カリフォルニア消費者保護政策の特質	四九三
二	カリフォルニア消費者保証法	四九八
三	連邦保証法との関係	五二〇